

第2回 仙台市役所本庁舎建替基本構想検討委員会 議事録

日時 平成30年1月30日（火） 14:00～16:03

場所 仙台市役所本庁舎2階 第3委員会室

出席委員 増田聡委員長、伊藤清市委員、内田美穂委員、姥浦道生委員、大草芳江委員、鈴木未来委員、高橋直子委員、堀江俊男委員、山浦正井委員

事務局 板橋秀樹財政局長、佐々木隆之理財部長、大庭隆一庁舎管理課長、その他職員

1 開会

司 会： ただいまから、第2回仙台市役所本庁舎建替基本構想検討委員会を開会します。私は、本日の司会を務めさせていただきます、財政局理財部庁舎管理課長の太田と申します。よろしくお願いいたします。

2 欠席委員・前回欠席委員紹介・配布資料確認

司 会： 本日の委員会ですが、佐藤副委員長よりご欠席の連絡をいただいております。本日は委員の過半数が出席しておりますので、「仙台市役所本庁舎建替基本構想検討委員会設置要綱」第5条第2項の規定に基づき、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

先月の第1回会議の際にご欠席でした鈴木委員が、本日ご出席でございますので、自己紹介をいただければと存じます。鈴木委員よろしくお願いいたします。

鈴木委員： イベント制作会社にて、市内でイベントを開催しております。仙台の経済団体では商工会議所の青年部に所属しており、タイフェスティバルや共催事業など、大きなイベントも手掛けさせていただいておりますので、そういった観点から何かお役に立てればと思います。よろしくお願いいたします。

司 会： 鈴木委員ありがとうございました。次に、配布資料の確認をさせていただきます。本日の次第がございまして、資料1として「前回会議におけるご意見等を踏まえた論点整理について」、資料2が「現本庁舎のコンセプト等について」でございます。次からがA3判となっております、資料3の「先進的な庁舎建て替え等の事例について」から、資料11の「新庁舎の規模に関する補足について」、一番最後が、参考資料として「勾当台地区を中心とする広域図」となっております。

なお、資料10につきましては、一部文章に脱字がございましたため、お手元に差し替え版を配付させていただいております。その他、資料の不足はありますでしょうか。

3 議事

司 会： それではここからは、増田委員長に進行のほうをお願いしたいと思います。増田委員長、よろしくお願いいたします。

(1) 会議の公開・議事録の作成について

増田委員長： 本日は第2回目の委員会となりました。第1の議案ですが会議の公開・議事録

の作成についてです。進め方ですが特に個人情報扱うことなどはありませんので、公開させていただくことでよろしいでしょうか。

～ 一同異議なし ～

増田委員長： ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。次に、議事録の作成についてです。前回の委員会でお決めいただいたとおり、私と、もう一人の委員にご署名をいただいて、正式な議事録とすることとしておりますが、今回の署名委員は、名簿順で内田委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

～ 一同異議なし ～

(2) 前回会議における意見等を踏まえた論点整理について

増田委員長： ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。前回の会議の振り返りですが、その後の追加の資料等ありますので事務局の方から説明をお願いします。

事務局： それでは資料1をご覧ください。前回議論していただいた内容につきまして、ご覧のように論点を整理いたしました。1.コンセプト関連では、現本庁舎のコンセプトについて当時の資料があれば添付して欲しいとのお話でしたが、こちらは資料2として作成しました。また、先進的な意図をもった建て替えやプロセスの事例については資料3にまとめております。

次に、仙台市の総合計画の関係をわかりやすく説明していただきたい、また、地域特性の表現・仙台らしさをどのように扱うかなど、コンセプトに関する様々な意見をいただきましたので、それらを踏まえて資料4を作成しております。

次に、市民意見をどのように得ていくのか改めて考えてほしいとのご意見がございました。こちらにつきましては資料5に記載してございます。

続きまして資料1の2.立地関連ですが、勾当台エリアの地下部分の埋設物によって建物配置に制約はないのか、公園に建て替えた場合の制約条件についてお話をいただきました。こちらは資料6に整理しております。

また、立地につきましては、概ね勾当台地区という点でみなさまの共通認識を得られましたが、定禅寺通や市民広場との相乗効果、市民広場や勾当台公園への整備等、前回の会議で立地に関する様々なご意見をいただきました。これらの意見に基づき、資料7に立地パターンについてまとめてございます。

次に、資料1の3.事業手法（複合化）関連でございます。前回の会議にてお示した庁舎配置図より、もっと広い範囲で施設の立地が分かる資料が欲しいとのご要望をいただきましたので、資料8にて、勾当台地区周辺の仙台市の施設の状況を整理しております。

また、参考資料といたしまして、増田委員長からご要望をいただき、仙台市内の地下鉄やJRの鉄道路線等の駅の路線、区役所等をご覧いただけるよう、広域図をご用意いたしました。

事務局： それでは、個々の説明に移らせていただきます。資料2をご覧ください。「現本庁舎のコンセプト等について」でございます。今の庁舎が完成したときに作成した

パンフレットがございまして、その中に当時の島野市長のあいさつ文が掲載されておりましたので、その中から一部を抜粋して記載しております。また、参考写真をいくつか載せておりますが、左上の写真が当時の建て替えの完成間近、現在の庁舎と旧庁舎が並んで建っている写真でございます。

事務局：続きまして、資料3「先進的な庁舎建て替え等の事例について」をご覧ください。先進的な4つの事例を記載しております。

まず、1.新潟県長岡市の事例ですが、中心市街地の活性化を目的に市役所を街中に移転し、老朽化した市民利用施設と一体的整備をしたものとなっております。こちらは平成24年に完成しております。

2.神奈川県川崎市の事例です。こちらは現在設計を行っておりますが、耐震性の不足が課題となっていた本庁舎の建て替えを行い、その後に隣接する第二庁舎を解体して第二庁舎の跡地に広場を整備する計画です。その広場と本庁舎の間にある幅約6mの道路を歩行者専用道路に変更することで、広場と本庁舎敷地との一体性に配慮した内容です。

3.東京都渋谷区の事例です。公民連携、官民連携とも言いますが、これにより庁舎を整備する計画です。平成30年度内の供用開始に向けて現在工事が進んでおります。敷地の一部を民間事業者に貸し付け、新庁舎と公会堂の整備費と、地代とを相殺するもので、民間事業者は敷地の中でマンションを整備することで、そこから収益を得る仕組みです。全国でも特に地価の高い東京都心部の立地を活かした手法でございまして、仙台では成立し難い手法であると考えております。

4.東京都立川市の事例です。こちらの庁舎は平成22年度から供用開始となっております。計画時点から市民参加を重視して整備した事例となります。立地や規模といった建築条件を明確にした後に、市民と有識者で構成する100人委員会を設置し、基本構想の策定を行っております。なお、この事例の基本構想でございまして、内容的に見ますと、他都市における基本計画に相当する中身となります。我々が現在策定を進めております基本構想に相当する内容をあらかじめ示したうえで、市民が検討に参加する流れです。

なお、資料の右下には、仙台市音楽ホール検討におけるシンポジウムの開催など、市民参加プロセスについて、参考として記載しております。

事務局：資料4をご覧ください。「総合計画との対応や前回会議でのご意見等を踏まえた新庁舎のコンセプトについて」でございます。資料の左側の2.仙台市基本構想の概要でございますが、歴史や風土、杜の都といったこれまで仙台が培ってきた都市の個性を、市民と行政が協働して発展させた姿として、4つの目指すべき都市像を掲げております。資料の右側の3.新庁舎のコンセプトですが、災害対応・危機管理、まちづくり、利便性・環境配慮、持続性、これら4つのコンセプトを基に、目指すべき都市像との関わりについて記載しております。また、それぞれ対応すると考えられる都市個性を基にした、仙台らしさの案を青い網掛けで記載しております。

事務局：続きまして、資料5をご覧ください。「本庁舎の建て替えに関する市民・仙台市議会調査特別委員会からのご意見等について」でございます。

1.市民からのご意見ですが、前回の会議でご紹介した後に寄せられたものを記載

しております。

2.更なる市民意見等の募集につきまして、引き続きホームページでご意見を募集しておりますが、それに加え、ワークショップの開催を予定しております。3月3日土曜日の12時30分より、経済局が入居しております仙台パークビルの会議室におきまして、みんなが訪れたい新庁舎を考える（仮）とのテーマで、40名程度の参加者を予定しております。詳細につきましては現在、詰めの作業をしていますが、本庁舎の見学の後、仙台パークビルに移動しワークショップを行う予定としております。

また、本庁舎建て替えに関するご意見につきまして、各界の110団体ほどに対してのアンケートを行います他、市民局で委嘱をしております200名の市政モニターと、無作為に抽出した2,000名の市民にもアンケートを行いまして、建て替えに関する市民意見を積極的に募集することを考えております。ワークショップやアンケートの結果につきましては、次回の会議におきましてご紹介する予定でございます。

次に、3.仙台市議会「新たな本庁舎・議会棟の整備調査特別委員会」からのご意見でございます。本日議論をいただく予定の新庁舎の機能と規模につきまして、調査特別委員会からのご意見を紹介しておりますのでご参照ください。

事務局：資料6が「勾当台地区における建築上の制約等について」でございます。青い部分が地下鉄や地下通路を表しており、地下鉄周囲の青い点線は、地下鉄の施設に影響を与えるため重量物を配置することが難しい部分を示しております。現在の本庁舎の南側の黄色の点線枠が、市営勾当台公園地下駐車場、勾当台公園を囲うようにございます緑の丸印と緑とオレンジの丸印が保存樹林です。緑の丸印はヒマラヤシダーで32本、緑とオレンジの丸印はイチウで22本ございます。勾当台公園内の黒い線で記してある部分が国有地で、現在は公園用地として無償でお借りしていますが、仮に、他の用途とするために買い取るといたしますと、約14億円の費用が発生するものと見込んでおります。

事務局：続きまして資料7をご覧ください。前回会議でのご意見等に基づく新庁舎の立地パターンを、仮のイメージで記載しております、それぞれ災害対応やまちづくり、利便性・環境配慮の観点から、特徴をまとめております。

Aは勾当台公園に立地するイメージでございます。勾当台公園の再整備と新庁舎の整備を関連付け、都市計画変更や国有地取得、保存樹林変更等の手続きを行ったうえで実施することとなります。物理的制約が少なく建築プランのバリエーションが多いこと、手続きなどに時間がかかると現本庁舎の耐用限界までに新庁舎の整備が終わらない可能性があること、工事中において避難場所が減少することやイベント開催が制約されること、保存樹林を移植する場合枯れてしまうおそれがある等が、特徴として挙げられます。

Bが市民広場付近へ立地するイメージとなります。市民広場の再整備と新庁舎整備を関連付け、都市計画変更や道路に関する手続きを行ったうえで実施することとなります。手続きなどに時間がかかると、本庁舎の耐用限界に間に合わなくなること、また工事中に避難場所が減少してしまうことやイベント開催が制約されることはAの場合と同様ですが、商店街から多少近くなるため賑わいを向上さ

せる可能性があること、保存樹林への影響はないと見込まれること、記載したパターンでは公園区域が分かれること等が、特徴と考えられます。

C が現本庁舎敷地に立地するイメージでございます。この場合、時間的な制約のある本庁舎の建て替えは早期に進捗させ、その後、市民広場や定禅寺通の再整備について、時間をかけて検討を行い、実施することとなります。まちづくりや賑わいの観点では、本庁舎と市民広場と定禅寺通の相乗効果発揮に向け、市道表小路線や勾当台地下駐車場の取り扱いを含めた望ましいあり方を、長期的な視野で検討することが可能でございます。先に建設する新庁舎に広場を設置することで、将来の市民広場の再整備等に伴う使用不能期間における機能代替が可能となります。さらに都市計画変更の手続きが不要で本庁舎耐用限界を超えるリスクが低いこと、工事中における避難場所やイベント開催の制約はないと考えられること、また、現本庁舎高層棟南側への配置となり工事は可能であるが窮屈感がある、といった特徴がございます。

事務局： 続きまして資料 8 をご覧ください。「勾当台地区周辺の仙台市の施設について」でございます。各施設は色で分けをしておりまして、赤が庁舎関係、オレンジが市営の駐車場、青が交通局や青葉区役所等の行政施設、緑が市民利用施設や文化施設、紫が市民センターやコミュニティ・センターとなっております。

これらの施設は、特性が大きく異なっていることや、特に市民利用施設や文化施設については、街中にある方が人通りや賑わいを生む効果があること等から、新庁舎への集約はしない方向で考えております。説明は以上となります。

増田委員長： ありがとうございます。事務局の方から説明をいただきましたが、姥浦委員からも追加の資料をいただいておりますので、こちらのご説明をいただけますか。

姥浦委員： 東北大学の都市・建築学専攻にて、市役所の建て替えを題材とした授業を行っておりまして、1月26日に公開ディスカッションを行いました。このディスカッションには市民の方々にもご参加いただき、全体では100人程度のご参加をいただきました。3つの案がありまして、資料7で言うとC案にあたる（現本庁舎敷地の）空地活用案、B案に近い広場活用案、定禅寺通分散案がございました。

市民の皆様からもアンケートを取りまして、様々な意見が寄せられ、賛否両論ございました。お時間あればこちらも目を通していただければと思います。

増田委員長： ありがとうございます。具体的なイメージがあった方が議論はしやすいと思いますが、それに縛られてしまう面もあるので、功罪両面という気がします。

それでは、事務局の資料へのご質問や、前回議論した「コンセプト、立地、事業手法」についてご意見がありましたらお願いします。

鈴木委員： イベント業界の立場から申し上げます、市民広場を残して欲しいです。タイフエスティバルなどは2日間で約5万人が集まりますが、これを今年も開催させていただきます。こういったイベントがある中で5~6年イベントが開催できなくなってしまうのは、イベント業界としては厳しいです。市民広場は全国的にも知られている有名な場所です。市役所の前駐車場も緊急時の避難場所として使わせてもらったりしているので、今の場所で建て替えが可能であればそちらがいいのではと考えています。

それから資料3の事例ですが、新潟県長岡市の新庁舎については実際に見たことがあります。すごく斬新ではありますが、市民の方からのご意見はどのようなものがありますか。

事務局：賛同するようなご意見、特に立派なものができる長岡市の誇りになったというご意見もあれば、その反面あまりにも豪華すぎるというご意見もあるようです。どちらの割合が高いか、というところまではわかりませんが、両面のご意見があると認識しております。

増田委員長：市民広場のイベント活用においてですが、資料7のA案B案をうまく連動して使ったり、または市民広場を移動させたりなど、いずれか解体するとなると場所の変更がでてくると思います。使い勝手としてはこれらが一体で使えたほうがいいという認識でしょうか。

鈴木委員：市民広場ではジャズフェスやみちのくYOSAKOIまつりなどが開催され、全国的にもこの場所が仙台のイベントステージという認識になっています。Aの勾当台公園でのみイベントを開催しても人は集まりにくくなります。B案で市民広場が使えないのはこちらとしては厳しいと考えています。

姥浦委員：立地パターンについてですが、B案でも広場の全てが使えないということはないと思います。資料の図が示している範囲全部に庁舎が建つわけではないので、この紙の資料だけでは現時点で判断するのは難しいです。メリット・デメリットを考えながら総合的に考えていくべきだと思います。

高橋委員：東北大のシンポジウムにも参加しましたが、市民の関心は高いと感じました。テレビのニュースで映ったこともあって、市役所はどうなっているのと聞かれることも多くあります。スケジュールに乗らなければいけないところもあるとは思いますが、仙台市の顔を作るということで、一番町のアーケードから正面に見えるファサードは非常に重要だと思います。長岡でも広場を意識して、気象条件が悪いときでも広場として使えるコンセプトになっています。イベントが盛んな市民広場ではありますが、イベントを代替するところも考えるべきだと思います。市内にある程度の空き地もあるのではないのでしょうか。一定期間は我慢し、将来10年後にもっといいイベントをできた方が市民のためになるのではないのでしょうか。

内田委員：市民が来なくなる新庁舎というコンセプトですが、市民利用機能を決めないと場所も規模も定まらないのではないのでしょうか。資料8に記してあるとおり施設は新庁舎に集約はしないが、「施設を結ぶハブとしての役割」とはどの程度の市民が新庁舎に来るのでしょうか。

増田委員長：直接的な市民サービスは今のところ、区役所が担っています。仙台市が区役所制度をどう考えていくのかということも、議論の背景にはあると思います。

堀江委員：地域側としては、市役所の本庁は本店、区役所は支店と分類して呼んでおります。支店は本店の意向に従うべきと考えています。仙台市役所を建て替える過程の中では、機能を充実すべきではないのでしょうか。市役所本庁の機能には、管理部門や統括部門があります。

また、前回から議論になっていますが、賑わいとかイベントについては、区役所単位で考えるべきものであって、賑わいの場というものは、市役所機能としては好

ましくないのではと思っています。市役所の建て替へと、定禅寺通の活性化や市民広場の議論は、直接は関係のないもので、各々別個に考えるべきだと思っています。

姥浦委員： 事例のことを詳しく教えていただきたいのですが、川崎市の賑わいの核、うらおいの核とはどのようなものでしょうか。

事務局： 川崎市の事例ですが、背景には川崎市周辺のマスタープランがございます。京急川崎駅から賑わいの軸となる商店街のルートがあり、終着地点が川崎市役所になっています。また、正面の緑色の線は街路樹のルートとなっております。

川崎市の議論では、このような都市構成を背景に、2つの軸・ルートが交わる市役所に、賑わいやうらおいの要素を十分反映させるべきという結論になりました。そのため、2つある敷地のうち、1つの敷地に庁舎を単独で建て、もう1つの敷地は広場として活用することで、庁舎や敷地に賑わいやうらおいの機能を持たせるようにしています。

姥浦委員： 建物の方に賑わいの核という記載がありますが、これはどのようなものでしょうか。

事務局： 超高層棟と旧庁舎の復元棟との間に、屋根を渡したアトリウムを設けており、イベントなどを開催する計画としています。これを賑わいの核と呼んでいます。

伊藤委員： 「とっておきの音楽祭」というイベントを毎年、ジャズフェスと同じように開催しており、市民広場を使わせてもらっています。市民広場は使いやすく、市民の方も往来し商店街にも近く、仙台市からも協力をいただいているのですが、代替公園ではどれだけ賑わい維持ができるのでしょうか。イベント主催者としては気になります。年間を通してよく使われていますし、去年は「絆まつり」という大きなイベントがありましたが、会場はやはり市民広場で、多くの方に参加していただきました。

将来的に市庁舎はどここの位置にあるのか想定しながら、定禅寺通、商店街の賑わいを維持できるような代替公園をお願いしたいです。アーケードから姿が見えるというシンボリックな要素もあり、商店街から見える象徴的なものが、市役所なのか、他のものでも良いのか、ということまでは分かりませんが、新庁舎と定禅寺通と商店街が一体化したような整備は必要なのではないでしょうか。

新庁舎がどの場所になったとしても、今後どういった形で賑わいを維持していくのか気になります。

山浦委員： 新庁舎のコンセプトというよりは、機能や新庁舎をどのような位置づけにしていくべきか議論すべきだと思います。今の勾当台地区が仙台市の計画の中でどういった立ち位置なのか、別の場所にもって行ってまちづくりを行う計画があるならいいですが、それがどういうふうに位置付けられているかによって、立地場所・地区としての位置づけを考慮する必要があると認識しています。中の機能を議論されていますが資料9でどういう機能を持たせるか、どういうものが入るのか議論していくべきだなと思います。

増田委員長： 行政機能と議会機能と災害対策機能は現行の役割を踏襲すると思いますが、市民利用・情報発信はどこまでこの場所でやるのか気になると思います。機能と立地が深く結びついているところだと思います。

事務局：ここまでの議論についての補足説明と、資料9以降の説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。

増田委員長：では続けてお願いします。

事務局：市民意見についてですが、資料3の右下にある音楽ホール検討におけるプロセスに関しましては、市民の関心を高めることを目的にしたシンポジウムなどを開催しております。本庁舎につきましても事業化の判断がなされており、市民の関心を高めることもそうですが、市民意見を有益に反映することを目的としまして、アンケートやワークショップを軸に市民意見を伺うこととしております。機能、特に市民利用機能については、ワークショップなどで市民の皆様からも多くのご意見をいただきたいと考えております。なお、基本構想の策定後、基本計画や基本設計の検討段階でのさらなる市民参加の方法についても、引き続き検討してまいります。

(3) 新庁舎の機能と規模について

事務局：今回の会議のテーマとなっておりますが、「新庁舎の機能と規模について」でございます。

資料9をご覧ください。こちらには新庁舎の4つの機能、行政機能、議会機能、災害対策機能、市民利用・情報発信機能と、具体的な例として、主な諸室等を記載しております。これらは、現有の諸室に基づき整理したものです。表につきましては、4つの機能を基に、新庁舎の基本的な考え方や性能などを検討する際の論点を記載しております。これをたたき台としまして、新庁舎に求められる様々な機能について、委員の皆様からご意見をいただきたいと考えております。

また、前回の会議で資料9の説明だけでは分かりづらい部分があるのご指摘をいただいておりますので、補足資料として資料10と資料11を作成いたしました。

事務局：資料10をご覧ください。こちらでは、機能面で類似すると考えられる、新庁舎整備で先行する4つの政令指定都市、横浜市、京都市、千葉市、川崎市をご紹介します。

1.の、資料9において新庁舎の機能を4点に整理した背景ですが、他の都市の事例を見ますと、行政機能、議会機能、災害対策機能については、いずれの機能も基本的な考え方や性能などに大きな差はみられず、仙台市に当てはめた場合でも、これらの都市と同様に有するべき、固有の機能であると考えております。

一方で、これらの都市で差が生じている部分が、市民利用に関する機能でございます。3.参考とした政令指定都市の新庁舎機能等のまとめ方にありますように、横浜市の場合は市民利用機能、京都市の場合は市民スペース機能と整理しております。また、千葉市は行政機能の中に市民利用機能を含めており、川崎市も同様に、行政機能の中での市民利用機能としています。委員の皆様には、市民利用の観点からどのような機能が求められるかを中心に議論をしていただきたいと考えております。

2.各機能に係る基本的な考え方や性能等につきまして、先程も申し上げたように、各都市と比較しても、各機能に係る基本的な考え方や性能には、大きな差はないと考えています。一方で、来年度以降に検討を行う予定の基本計画では、設計に向け

た条件や仕様を定める必要があるため、今の基本構想におきまして、これらの機能に係る大枠の方向性を議論していただきたいと考えております。

具体的な取りまとめ方のイメージとしては、3.参考とした政令指定都市の新庁舎機能等のまとめ方をご参照いただきたいのですが、資料の左下の※印に記載のとおり、横浜市と京都市では基本構想段階で、新庁舎の機能とその基本的な考え方や性能の検討を行っていますが、千葉市と川崎市では、基本構想の策定後にそれらの検討が行われており、基本構想段階では大まかなことを検討し、基本計画などで最終的にこのようにまとまった、という事例となっています。

私ども事務局としましては、とりまとめ方やレベル感は、横浜市や京都市と同程度と想定しております。

事務局：続きまして、規模に関することでございます。資料9の右側をご覧ください。2.新庁舎の規模についてでございますが、こちらは昨年度、次部長級職員による庁内検討の際に、庁舎の分散を解消して集約するために必要な面積として仮定した、約36,000㎡を記載しております。この面積は廊下などの共用部分を除いた専有面積でございます。現本庁舎と、まだ新しい上杉分庁舎以外の各分庁舎、それに仮庁舎の面積を合わせた数値です。資料9右下の囲いの部分は、新庁舎の規模について論点や内容を整理したものです。この資料9を叩き台として、新しい機能をどのように加えていくべきか、またその規模、大まかな面積はどの程度なのかなど、皆様からご意見をいただきたいと考えております。

事務局：なお、規模につきましても補足資料を作成しております。資料11をご覧ください。

1.機能毎の面積の目安及び新たに設ける諸室や拡充等を行う諸室の面積の目安でございます。専有面積の大部分を占めます行政機能は31,100㎡となっておりますが、そのうちの事務室の面積を一人当たりになると8.3㎡となり、他の政令指定都市の新庁舎計画とほぼ同程度となります。現状では、本庁舎の耐震補強工事で設置した制震装置による諸室の分断や、庁舎の分散によって、効率的な床の利活用ができていないものの、面積としては充足していると考えられます。議会機能につきましては、現在、議会の調査特別委員会により検討中です。災害対策機能につきましては、他都市の計画によりますと、会議室やエントランスホールなどの共用部分を災害対応用途に転用する考えが主流となっております。市民利用・情報発信機能につきましては、時間に応じた会議室の市民利用への転用や、共用部分にスペースを設ける考え方が主流となっています。

2.地方自治体における超・長期的な変化についてでございます。今後も自治体を取り巻く状況は変化していくと思われませんが、変化の内容を予測することは、現時点では困難と考えられます。そのことを踏まえ、他都市では、庁舎内に座席を保有する着席人数を概ね現状と同数と考えており、仙台市においても現状と同数の約2,700人と想定しています。

3.変化する様々な社会環境への対応及び平成27年度に完成した上杉分庁舎の使用についてでございます。新庁舎を長期使用するにあたり、社会環境の変化を見通すことは困難ですが、変化が生じることを前提とした配慮が求められますので、仕

様や設備を検討する際には、庁舎に可変性や柔軟性を持たせる必要があると考えております。新築したばかりの上杉分庁舎については、本庁舎の建て替え後も引き続き使用する内容も記載しております。

資料 11 の右側、4.新庁舎集約後の分庁舎等の取り扱いについてでございます。分庁舎敷地につきまして、現時点で取り扱いは未定ですが、北庁舎と二日町駐車場については、ある程度大規模な公共施設の、将来的な移転建て替えが可能と考えておまして、今後、具体の取り扱いを検討してまいります。国分町分庁舎・二日町分庁舎・錦町庁舎につきましては、現時点では、売却や貸付、小規模な公共施設の移転先とすることなどが考えられますが、北庁舎などと同様に、今後、望ましい利活用の方法を検討してまいります。その他の施設でございますが、堤通雨宮町にある消防局庁舎について、青葉消防署と一体である現状が災害情報収集に望ましく、新庁舎整備で先行する4つの政令指定都市の事例でも、消防局を新庁舎に集約するものはございません。また、現在泉区役所に併設している職員研修所について、新庁舎に集約した場合のメリットやデメリットを記載しております。

事務 局： なお先程、資料 8 の仙台市の公共施設の資料のご説明の際、集約は考えていないと申し上げましたが、例えば、仙台市民活動サポートセンターが広瀬通にございますが、この機能全部を本庁舎に持ってきて、施設を移転統合するという事は難しいものの、市民活動の機能の一部を新しい本庁舎に持たせることは可能ではないかと考えています。センターそのものを移転するという事ではないので、ご理解いただければ幸いです。説明は以上となります。

増田 委員長： 市民機能に関してどのようなものがあるかといったご意見がありました。これに関しては何かありますでしょうか。

高橋 委員： 専有面積 36,000 m²とありますが、具体的にはどれぐらいのイメージでしょうか。例えば、現庁舎との比較であったり。ボリューム感がつかみにくいので。

事務 局： 前回会議でお渡しした昨年度の検討報告書では、専有面積 36,000 m²、延床面積は1棟案か2棟案かで幅がありますが、63,000～65,000 m²となっています。1棟案を例としますと、本庁舎の敷地の南側に1棟で建てる場合、この範囲内で19階建てぐらいとなるような高層の建築物をイメージしています。

伊藤 委員： 既存機能や新しく入る機能などは、いつごろ決まるのでしょうか。

事務 局： 庁内でもどういったものをいれるか、基本的には行政機能のうち本庁機能となる部分の施設を検討中です。行政機能の一部として、市民が利用するものとして、どのようなものが必要か、議論していく予定です。

山浦 委員： 市民利用・情報発信機能以外の3つの機能は、基本的には他の都市と変わらないのではないのでしょうか。市民利用・情報発信機能を考えることは、すなわち仙台らしさを考えることと同じで、どのようにして仙台らしさを出していくのか。

目安を500 m²ぐらいと決めてしまうと議論が制限されるのではないかと思います。立地や高さなど敷地には制約があるのも事実で、どのようなものとするのか、市民利用機能についてももう少し議論が必要ではないのでしょうか。

災害対策機能に関して、消防局の機能は消防署と同じにしたほうがよいという結論のようですが、私としては本庁舎に無くてもいいのか、検討の必要があると思

います。

事務局： 市民利用機能の 500 m² という数値は、現状の 35,600 m² の専有面積の内訳の数値でして、新庁舎でも 500 m² にするということではございません。新庁舎にどういった機能を持たせるかによって、専用のスペースが必要なのか、またはいくつかの部屋を時間帯によって用途を変えられるのかなど、考え方も変わってまいります。例えば、エントランス部分などの共用部分にどういった役割をもたせるかなど、まずは機能についてご意見をいただきたいと考えておりまして、規模については、スペースを多様化することなどで抑えつつ、最大限の機能が発揮できるように設計していくことが我々の務めだと思っております。

消防局に関しましては、昔は本庁舎に入っていて、青葉消防署が現在の青葉区役所のところにあった時代もございます。消防局からは、消防署と一体である方が機能的に良いとの考え方を聞いていますが、危機管理部門との関わりも強く、災害対策本部が設置された際には、必ず消防局もこれに入ります。消防局と本庁舎の一体化が必須とまでは考えにくいところとして、機能的な意味での共倒れを防ぐ、というリスクヘッジの観点から、消防局はあえて入らなくても良いのではと考えているところがございます。

高橋委員： 先日、東北大学の学生の案を拝見した際には、新しい視点やアイデアがたくさんありました。庁舎を実際に使うことを考えるに当たり、IT の見直しなどに関して、若い人たちにはなかなか敵いません。昨年度は、庁内の次部長級などで検討したと伺いましたが、若手の職員は検討に参加されていたのでしょうか。もし在宅勤務など導入されれば、働き方は大きく変わると思いますし、必要とする庁舎の規模も変わってくるのではないかと思います。例えば 2 棟で整備すれば、将来的な規模の調整などもしやすいのではないのでしょうか。

また、資料を見た第一印象では、市民利用機能が 200 坪ないのか、少ないな、と感じましたけれども、様々な市民利用施設が本庁舎に入らなくても良いのではないかと思います。今の本庁舎には仕事で何度か来ていますが、セキュリティーが十分とは言えません。業務上、厳格に立入などを制限する場所が必要だと思います。そのような場所や情報の管理を強化しながら、市民利用も充実させるというのは難しい話です。それに、65,000 m² という県庁の行政棟と同じくらいになると思いますが、それが 1 棟で建っているとかなりの規模感だなと。季節的に、そうした新庁舎の北側に雪の吹き溜まりができるのではとか、管理面で大変になると考えられます。切り離せる部分の機能があれば検討していただきたいです。

増田委員長： 働き方改革やオフィスの環境をどうするのかという視点で、何か情報はありますか。

事務局： 昨年度は次部長級職員の会議の下に、課長以下で編成した作業部会を設けておりました。以前より庁内でも、これからの世代の職員の意見を聞くべきだとの声が多くありましたので、作業部会の中で 30 代から 40 代の若手の職員の意見を集約して、次部長級の会議に示す資料作りなどを進めてまいりました。

今後につきましては、市役所として働き方はどのようなものが良いのか、全庁的に職員の意見を聞きながらでないかと、我々だけでは進められない部分がございます。

ますので、老若男女の職員の意見、働き方改革として IT をどう活用するのかなど、各分野で検討を深めたいと考えております。

姥 浦 委 員： 市民利用機能について、一市民として申し上げれば、市民利用可能な会議室を取りたくてもなかなか予約がとれません。施設は足りているのだろうかと思ってしまいます。それと 500 m²という数値も、数値だけではイメージが湧かないし、なかなか判断するのが難しい状況です。

他の資料もそうですが、写真や図、絵などがもっと具体的であれば、議論が盛り上がるのではないのでしょうか。

増 田 委 員 長： 資料にも超長期的な変化は予想しきれないとありましたが、必要な規模を確定的に見通すことは難しいところです。その中で、将来の不確実さをどう読み込んでおくのか、できる範囲ではやっておかなければならないところではあります。

大 草 委 員： 仙台市がどうあるべきかを考えることで、それによって庁舎の機能・面積・立地が決まっていくのではないかと思います。当初は、ゼロベースに近い形で根本的なことも含めて議論するのかと思っていましたが、資料 7 を見ますと、あと十何年後には耐用限界を迎えるということも事実としてあるので、現実的にどうするのかを考えることも必要ではないのでしょうか。そうすると、何から議論するのかの順番が定まらないと、決めていくのが難しい部分があるのではないのでしょうか。

財 政 局 長： 大草委員の方からお話がありましたが、議論の中で与件としてどういう与件を置くかによって、議論の集約の方向が変わってくるのだらうと思っております。

資料 7 や、前回の会議でも、様々なご議論をいただきました。まちづくりの観点も重要とのお話も、当然ながら東日本大震災を経験した大都市ということで災害対応というのが大事だというお話もありましたが、ご指摘のように、建物の耐用限界という動かせない現実があり、これを無視して議論はできないとも思っております。早期に、建物の耐用限界を超える前に整備をするということは念頭に置かざるを得ないと思います。

これまで様々な検討を行いました。資料 7 で言いますと A 案・B 案・C 案、どこに建てるかにより、建築制限はそれぞれ違ってまいります。

A 案は特に、都市計画上の公園施設の機能を一時停止することになります。代替公園というお話もありますが、代替として、どこに、どういうものをいつまでに、どのように整備するかまで明らかにしないと、都市計画審議会にお諮りすることは難しいと考えております。また、相当数の保存樹林がございます。工事となればほとんどを伐採、または移植という話になりますが、保存樹林ではない街路樹のことだけでも市民の話題・関心になるのが、杜の都ならではの仙台の特徴でもございまして、現実的には相当の市民的な議論になると思います。

勾当台公園と定禅寺通は、以前はクランク状になっており、地下鉄南北線との関連もあって、1981 年・1982 年頃に東二番丁から直線化する工事を行いました。その際も市民的な議論があり、かなりの数の勾当台公園のヒマラヤシーダーを移植しましたが、相当の大きさ・樹勢がありますので、専門家に依頼して多くの枝を払い、6,600 万円程の経費をかけて実施したものの、結果的にほとんどが枯れたという経過がございました。今回、新庁舎を公園に整備するとなれば、同様の問題が生じま

すので、大変スケジュール的には厳しいと考えております。

また、様々な審議会への付議や、市民のみなさまのご意見を求めてまいりますので、市民意見が大きく二分されるような話になれば、相当長期間にわたり議論が続く可能性もあります。その上で公園に整備するという判断もありますが、言い換えれば、耐用限界を超過するリスクも引き受けるという判断になりますので、非常に難しいものとなるのではないかと考えております。

いずれせよ、市民利用機能として何を組み込むかという議論は、それがどの場所かで変わってまいります。どのぐらいまで整備できるか、使い勝手はどうか、先程の日陰の問題もそうですが、場所が決まらなければ検討の与件が定まらないということがございます。具体的にご議論をいただくためにも、場所については早い段階で絞り込む必要があるのではないかと、心配しているところもございまして、できれば、この基本構想の検討委員会の中で絞り込みをしていただければと期待をいたしております。

増田委員長： 場所の件ですが、前回A案と高橋委員から提案がでしたが、これについてはどうでしょうか。

高橋委員： Cに行くんだろうなと思っているところはあります。C案の中に入る機能が何になるかだと思います。

姥浦委員： B案とC案を含めた折衷案となるのではないのでしょうか。この程度の立地の自由度であれば、機能や規模などが現状と大きく変わるというのは考えにくいと思います。それよりも全体としてどうなのか、総合性を優先したほうが私はいいのではないかと考えています。BとCをまとめながら考えていくと、後戻りがなくて良いのではないのでしょうか。

財政局長： B案・C案については、姥浦委員のご指摘にもありましたが、一体化をどうするかという点で、専門の方から様々なアイデアをいただけるのではないかと思います。勾当台エリアは行政機能の中核としての歴史もありますし、他の行政機関との近接性を考えますと、ここから市役所を動かすのはありえないだろうと思っています。

一方で、定禅寺通の活性化は仙台市としての大きな課題でございまして、市民広場も含め、機能的な連携をさらに高めるため、本庁舎の整備と定禅寺をどう機能的に繋ぐかということが重要なポイントであると思っております。

あとは、エリア全体の整備を考える上で、様々なアイデアを関係者・地域の方々とじっくり時間をかけて議論する、というものと、時間的な制約を無視できない、というものがございます。これらを上手く接続できるノウハウなどを、皆さんのお知恵を借りて紡ぎ出せるのではないかと考えております。

資料7ではB案とC案と分けていますが、具体的な議論をする中で、配置案も含めて事業内容・整備スケジュールが整理できるのではと思います。

増田委員長： 時間的な制約がかなりある中で、早急に建て替えないと機能が保全できないものについては、エリアの中でどのような順番でやるのか、ということも必要な議論だと思います。

いつまでに何を、絶対にやらないといけないのかという与件の問題と、市民機

能配置の問題があります。勾当台周辺から定禅寺通全体の、30年から50年くらい大きな計画の起点として、今回はどこまで決めるのかというところです。

将来、市役所の機能をより高度化していくときに、中核的に持っていなければならないコアの部分がどういうもので、時間的に余裕があり、また、新たな展開も考えられる部分、このあたりを整理していただいた上で、B案・C案とその周辺を巻き込んだ、このエリアの将来構想として、新庁舎の1つのモデルを考えてみるというのが、この委員会として考えられる状況ではないかと思います。いかがでしょうか。

高橋委員： 大草委員のおっしゃるとおり、決めるべきものを順番に決めていかなければならないということは、よく分かっているつもりです。ただ、市庁舎はヨーロッパなどでもその街のメインの建物であり、歴史的建造物であり、街の顔であり、人々が来たくなる場所でもあります。となると、ある程度は敷地にゆとりが欲しいし、良いものとするためにはある程度何かを我慢する、という考えもありますが、根本的には難しいと思いますので、それは無理だということで取り下げるといいです。

増田委員長： 市役所集約とありますが、集約の程度もいろいろ可能性はあって、すべて1棟で19階の高層ビルにしないといけないというところまでアイデアが詰まっているわけではありません。事務局の方でいくつか案を作っていて、ボリューム感とか景観、交通アクセスなどの検討が必要になろうかと思います。

大草委員： 本来は耐用限界に近づく前から議論できればよかったのかなと、個人的には思います。一方で、現実ここからのスタートとなりますので、増田委員長のおっしゃるように、時間的な展開のことなどを考え、議論の進め方を見直すと現実的に議論できると思います。

増田委員長： 震災は予想せずやってきてしまった、ということもありますが、ある程度、大草委員のおっしゃるとおりの部分があるのかもしれないですね。時間のことも含めて議論していただければと思います。他にご意見はありますか。

山浦委員： 繰り返しになりますが、耐用限界というタイムリミットは示されていますので、その中で新庁舎建設という制約はありますが、市民活動や市民利用機能がどのように取り込まれるのかが、仙台らしさを表現するところになると思います。

市民はどういったスペースを望んでいるのか。制約の中でもできるものがどれで、できないものがどれで、など多くの議論があると思います。市民の希望を、スケジュールや敷地の制約の中でどれぐらい取り込めるか、考えていく必要があると思います。

伊藤委員： 個人的には、B案・C案は合わせられると思いますが、A案は難しい点があります。国有地ということもありますし、そうするとやはりB案・C案となってくるのかと思います。ただ、交通の問題では、駐車場が慢性的な満車状態だと道路まで渋滞になる恐れがあり、A案B案C案のどこであっても、駐車場の問題はついて回ります。

長期的に自動車がどうなるのかということはあると思いますが、現時点では10年、20年先でも車を利用する生活にあまり変わりはないだろうと思われま

通問題も考えていただければと思います。

増田委員長： バス停もたくさんあるエリアですので、交通渋滞が生じているのも事実です。これをどうさばくのかと、交通局との路線再整備みたいなこともあるかもしれませんが。長期的に都心部をどうするのかを考える一歩になればと思います。

堀江委員： 資料 5 のワークショップの開催についてですが、主催はどちらになるのでしょうか。

事務局： 主催はまちづくり政策局となりますが、具体の説明は我々が行います。

堀江委員： 委員が参加してもよろしいでしょうか。みんなが訪れたい新庁舎を考えるというテーマですが、私も出席していろいろお話ししたいと思います。

町内会組織からも何名か参加して欲しいとの話がありまして、これと同じように様々な団体が参加し、様々な意見が出てくる可能性があります。この会議でこれまで議論をしてきましたが、もう一度問題が繰り返になってしまうのではないですか。

事務局： ワークショップは、様々な分野の様々な団体に参加されている方、40 名にお集まりいただき、どういった庁舎がいいのか、ご意見や希望、ご要望などをいただくと考えておりまして、内容は 3 月の第 3 回会議にてご報告させていただきます。初めての試みですので、庁内各局から様々な団体の方を推薦していただくという方法をとらせていただいております。傍聴席を設け、各テーマの検討の結果をグループごとに発表していただく予定としております。

財政局長： 今回のワークショップだけでなく、今後も様々な形で市民のみなさまのご意見をいただこうと思っております。今回の方法もそうですし、無作為に抽出した市民の方にご意見を伺うこともあります。今回で市民意見募集は終わり、というわけではございません。ワークショップにつきましては、せっかくの機会ですので、委員のみなさまにもご来場いただけるように考えたいと思いますので、ご案内も含め、ご来場を検討いただければと思います。

増田委員長： それでは司会を事務局にお返しします。連絡などあればよろしくお願いします。

司会： ありがとうございます。最後に、次回以降の日程の確認でございます。次回、第 3 回の会議ですが、3 月 26 日の月曜日、午後 2 時から、場所は市役所本庁舎を予定しております。3 回目では、本日いただいたご意見の確認と、新庁舎の整備方針についてご議論いただく予定としております。資料は予めお届けしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。なお、第 4 回以降の会議日程につきましては、改めて委員の皆様と日程調整のうえ、お知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。

4 閉会

司会： それでは、以上をもちまして、第 2 回仙台市役所本庁舎建替基本構想検討委員会を閉会させていただきます。本日は長い時間ありがとうございました。